

令和5年4月

取引先企業の皆様

広島県公立大学法人
本 部 財 務 課

広島県公立大学法人との取引における誓約書の提出について（お知らせ）

平素より本法人の運営に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本法人では文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、研究費の不正使用防止対策の一つとして、取引先企業の皆様へ不正な取引に関与しない旨の誓約書の提出をご依頼させていただいております。

このことについて、令和5年4月より、以下のとおり提出をお願いする取引について、対象を拡大させていただくこととなりました。本趣旨をご理解いただき、提出のご依頼に応じて誓約書をご提出いただきますよう、お願い申し上げます。

1 誓約書提出対象取引

令和5年3月まで	令和5年4月以降
・研究費にかかわる物品購入、賃貸借、請負等に関して、本法人の予定価格が10万円を超え、かつ一者での随意契約となる場合	・研究費にかかわるすべての取引

2 （令和5年4月以降）誓約書提出依頼の対象者

本法人と取引を行う全ての事業者。ただし、次の事業者は対象外とします。

- ・ 国、地方公共団体、地方独立行政法人等の公的機関
- ・ 学校法人
- ・ 国際組織、外国企業等(国内事業所がある場合は、提出対象)
- ・ 電気、ガス、水道、通信、郵便事業者等公共サービス提供事業者
- ・ 弁護士、特許、税理士事務所等
- ・ 電子商取引の形態を採用している業者
- ・ 商取引の相手方ではない個人(謝金・報酬等対象者)
- ・ その他、本件対象になじまない業種等

3 提出書類（誓約書）

別紙のとおり

※誓約書の様式は、県立広島大学ホームページからもダウンロード可能です。

県立広島大学－大学概要－大学の取組－取引業者の皆さんへ(研究費不正使用防止対策)

<https://www.pu-hiroshima.ac.jp/soshiki/46/torihikigyousya.html>

4 提出方法

押印の場合：直接持参・郵送

電子認証された電子署名の場合：Eメール

5 提出先

(1) 直接持参の場合

提出の依頼をしたキャンパス担当課

(2) 郵送の場合

提出の依頼をしたキャンパス担当部署

ア. 県立広島大学広島キャンパス

〒734-8558

広島県広島市南区宇品東一丁目1番71号

広島県公立大学法人本部財務課会計係

イ. 県立広島大学庄原キャンパス

〒727-0023

広島県庄原市七塚町5562番地

広島県公立大学法人庄原キャンパス総務課会計係

ウ. 県立広島大学三原キャンパス

〒723-0053

広島県三原市学園町1番1号

広島県公立大学法人三原キャンパス総務課会計担当

エ. 叡啓大学

〒730-0016

広島県広島市中区鞆町1-5

叡啓大学 総務課

(3) Eメールの場合

提出を依頼した際のメールアドレスへのご提出

6 問合せ先

・まずは、提出のご依頼をさせていただいた部署へお問合せください。

ア. 県立広島大学広島キャンパス 法人本部財務課会計係 TEL:082-251-9939

イ. 県立広島大学庄原キャンパス 総務課会計係 TEL:0824-74-1781

ウ. 県立広島大学三原キャンパス 総務課会計担当 TEL:0848-60-1128

エ. 叡啓大学 総務課 TEL:082-225-6201

・その他 誓約書の提出についてのお問合せ全般は下記へお問合せください。

研究費不正防止計画全般(通報を除く)

担当: 広島県公立大学法人本部財務課

TEL:082-251-9939(会計係)

E-メール: zaimu001@pu-hiroshima.ac.jp

広島県公立大学法人理事長 様

誓約書

当社及び当社の従業員は、貴法人の教育・研究活動が、社会からの信頼と負託を前提として行われ、公共的かつ公益的な使命を担っていること、並びに、貴法人の研究費をはじめとする運営費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金及び財団・企業等からの助成金・寄付金等によって賄われており、貴法人が適正な資金執行に努めなければならないことを理解し、貴法人との取引において、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

万一、これに違反した場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

記

- 第1 国内外の関係法令及び貴法人が定めた「会計規程」、「会計事務取扱規程」、「契約事務取扱規程」等を遵守します。
- 第2 貴法人の教職員から預け金等の不正経理、若しくは、法令違反につながる不正行為を要求された場合には、断じて応じないとともに、貴法人の公益通報制度に基づき速やかに通報します。
- 第3 貴法人の監査等に際し、必要な場合は、貴法人の求めに応じて、関係の取引帳簿等を開示します。
- 第4 貴法人との取引において知り得た個人情報、機密情報等を、業務中、業務外、あるいは在職中、退職後を問わず、第三者に漏洩又は開示しません。

令和 年 月 日

住 所

社 名

代表者職氏名

印

「誓約書」作成上の注意点

1 誓約者について

原則として法人代表者となりますが、支店等責任者でもかまいません。
社内事情により、いずれの名義でも提出ができない場合は、取引担当者による誓約も可能です。その場合は、取引担当者自署及び社印押印としてください。また、取引担当者の交代時、再度提出が必要です。

2 押印や電子署名について

電子認証された電子署名で作成される場合は、電子署名での提出でよいです。
それ以外の場合は、1の誓約者による代表者印等の押印をしてください。

3 誓約書の提出方法について

電子署名で作成された誓約書はメール提出としてください。
それ以外の場合は、原本を提出してください。